

平成30年10月12日
土木部 建築住宅課
表 (内線 5304)
直通 076-225-1778

平成30年度 違反建築防止週間の実施について

本週間は、建築基準法その他関係法令の目的・内容について広く県民の理解と認識を深めて、違反建築の防止を図ると共に、建築基準法が定める諸手続きの徹底を周知することによって、建築物の安全性の確保と良好な市街地環境の形成に資する事を目的としている。

1. 期 間

平成30年10月15日(月)～10月21日(日)(全国一斉)

2. 実施内容

(1) 一斉建築パトロール

石川県各土木総合事務所(建築課)や金沢市など特定行政庁が、比較的戸建て住宅や共同住宅が密集する地域、あるいは建築活動が活発な地域においてパトロールを行い、無確認着工の防止の徹底、完了検査の周知徹底のための啓発、建築基準法順守の周知を行う。

○公開パトロールを下記の通り、実施します。

日 時	平成30年10月18日(木) 午前10時より
場 所	白山市菜の花一丁目地内
対象建物	木造戸建て住宅
実 施 者	白山市建設部建築住宅課、石川県土木部建築住宅課 (一社)石川県建築士会、(一社)石川県建築士事務所協会

※ 報道関係の方は、菜の花公園(別図参照)にお集まりください。

(2) ポスターの掲示

違反建築防止週間周知用のポスターを、県内特定行政庁、土木総合事務所に掲示。

平成30年度 違反建築防止週間 公開パトロール集合場所

集合場所（菜の花公園）



■ 実施日時 平成30年10月18日（木）午前10時から

- ・ 公開パトロールは、戸建て木造住宅の配置、外観、内部の確認を主に行います
- ・ 報道関係の車両は現地販売案内所横の駐車場又は松任消防署に駐車できます。（販売案内所横の駐車場は5台のみ駐車可。松任消防署から現地までは徒歩約10分程度かかります。）
- ・ 住宅内部及び個人が特定できる工事看板等の撮影は絶対にしないでください。周辺には既に完成し、入居している住宅も数多くありますので、住民のご迷惑にならないようにご配慮願います。